

農業用ため池の届出制度が始まりました

平成30年7月豪雨など、近年、豪雨等により多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生しています。このため、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止するため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が令和元年7月1日より施行されました。

農業用ため池の所有者や管理者の方は、施設に関する情報を肝付町に届け出ることが必要となります。

●対象となるため池

堤体を有し農業用に利用されるため池です。

※現在農業用に利用されていない施設でも、過去に農業用に利用され、今でも利用可能な状態にある場合に、届出が必要です。掘込式対象外ですが、堤体とみなせるものがあれば対象となります。

●令和元年7月以前から存在しているため池は、今年中（12月まで）に届出をする必要があります。

※農業用ため池を設置や廃止する時、又届出情報に変更があった場合、遅滞なく届出する必要があります。

制度の詳細は、町又は県にお問い合わせください。

肝付町 農業振興課 農地整備係 TEL:0994(65)8417

鹿児島県 大隅地域振興局 農村整備課 保全係 TEL:0994(52)2157



令和元年度 第3回 肝付町公営住宅等入居者募集

★公営住宅

- 高山地区
大脇団地（7戸） 西方団地（3戸）
横嶺第二住宅（1戸）
- 内之浦地区
上向団地（1戸） 津房団地（4戸）
- 岸良地区
岸良東団地（5戸）

★特定公共賃貸住宅

- 高山地区
ニュー西が丘住宅（2戸）
- 内之浦地区
花ノ木団地（3戸）

★単身者住宅 ※単身者住宅については随時募集しております。

- 高山地区
アメニティハウス三反（6戸） ロックタウン西方（5戸） ハートフルランド横間（5戸）

■応募締切 令和元年10月25日（金）

■抽選日 令和元年10月29日（火）

■お問い合わせ・申し込み先 役場建設課 住宅係 ☎0994(65)8424（直通）

※入居要件の緩和により、これまで公営住宅には単身入居不可でしたが、一部の住宅で単身入居が可能となりました。詳細につきましては、町ホームページにてご確認いただくか建設課住宅係までお問合せ下さいませようお願いします。